

成年後見関係事件の概況

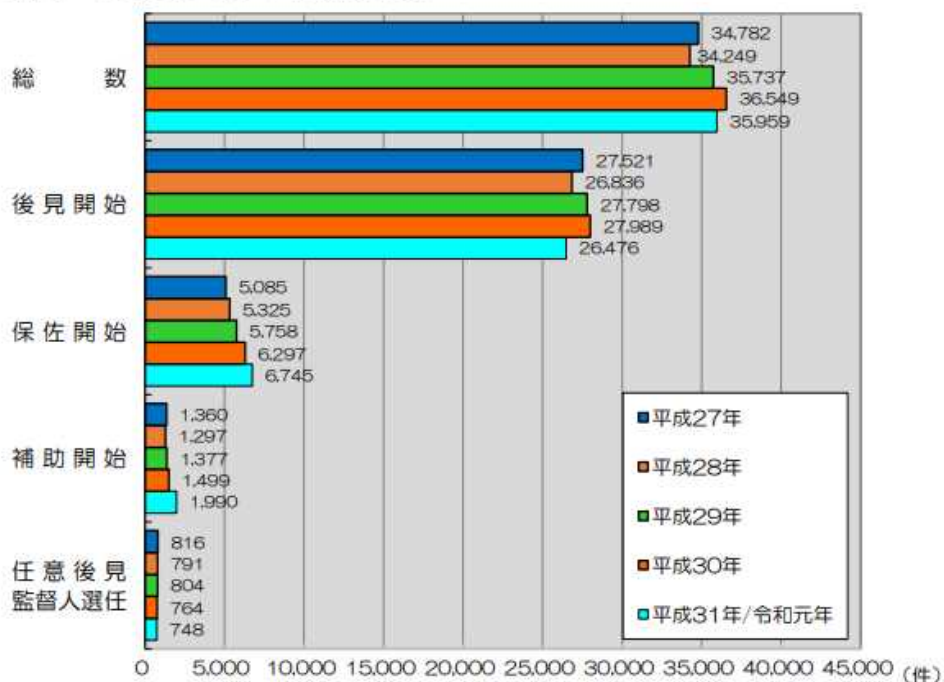
—平成31年1月～令和元年12月—

最高裁判所事務総局家庭局

名古屋家庭裁判所－1

申立件数について

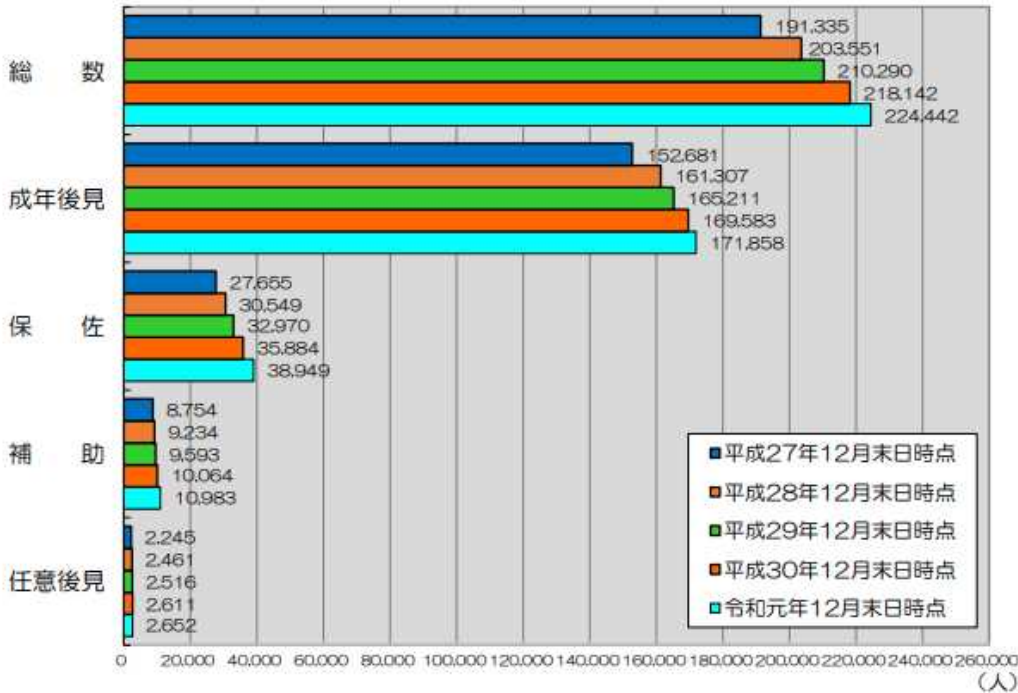
(資料1) 過去5年における申立件数の推移



名古屋家庭裁判所－2

成年後見制度の利用者数について

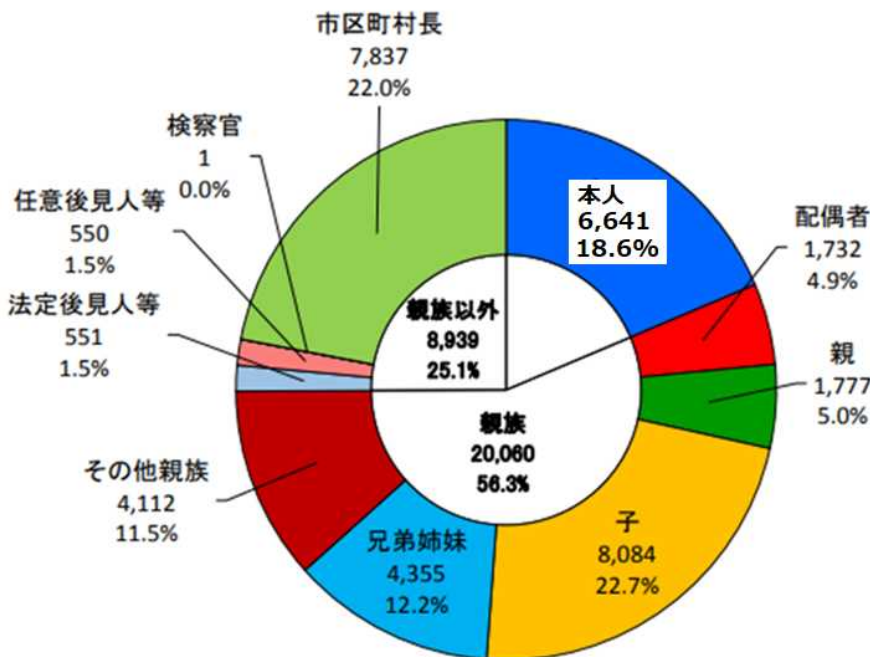
(資料11) 成年後見制度の利用者数の推移



(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

申立人と本人との関係について

(資料4) 申立人と本人との関係別件数・割合



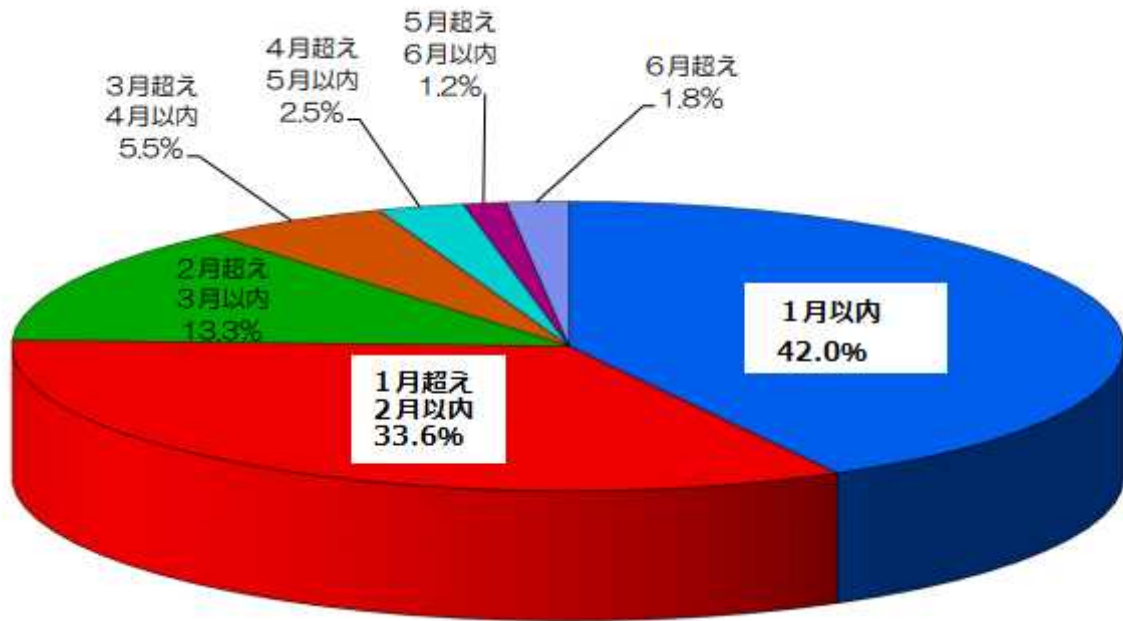
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

(注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの(35,640件)を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(35,593件)とは一致しない。

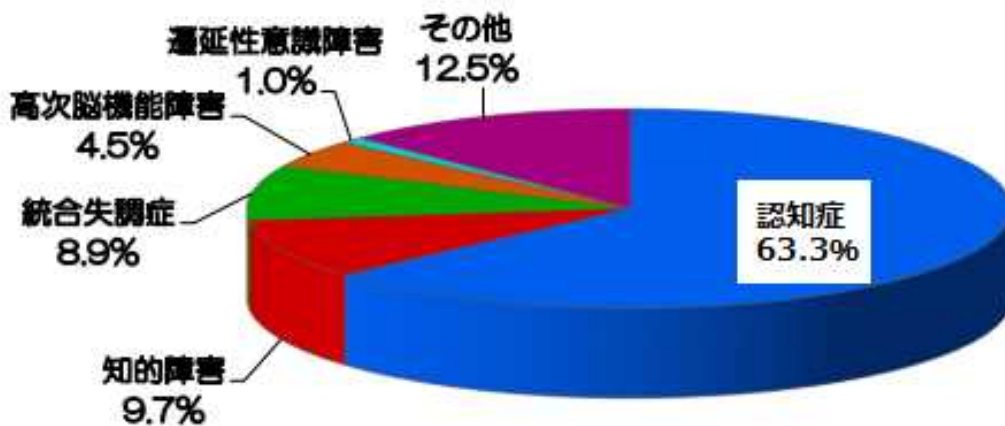
(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

審理期間について

(資料3) 審理期間別の割合



開始原因について



(注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

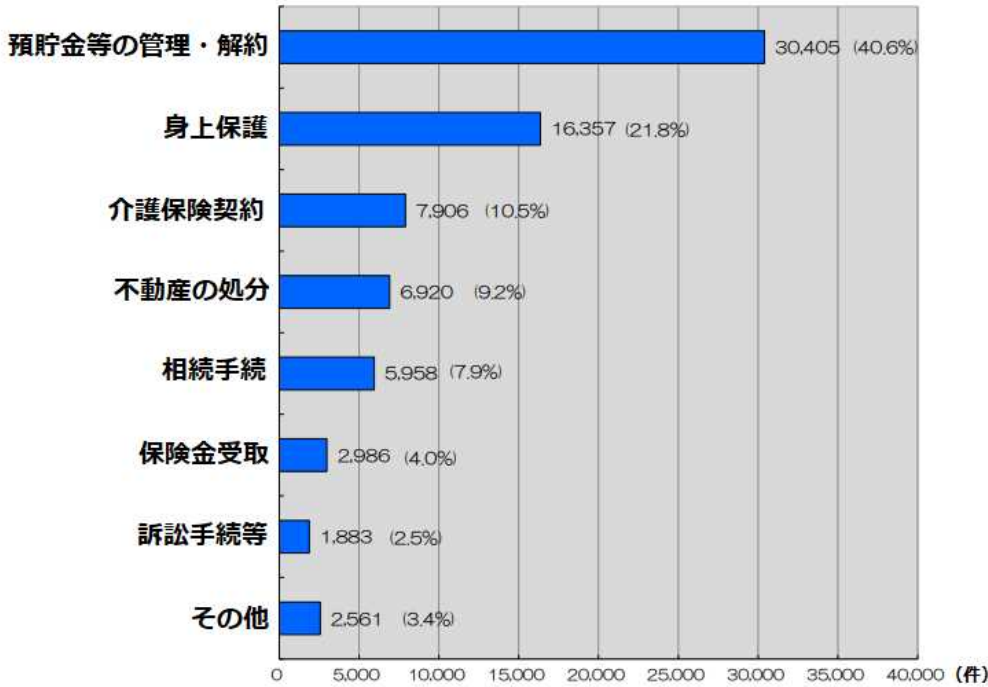
(注2) 各開始原因は, 各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。

(注3) 開始原因「その他」には, 発達障害, うつ病, 双極性障害, アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

(注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

申立ての動機について

(資料7) 主な申立ての動機別件数・割合



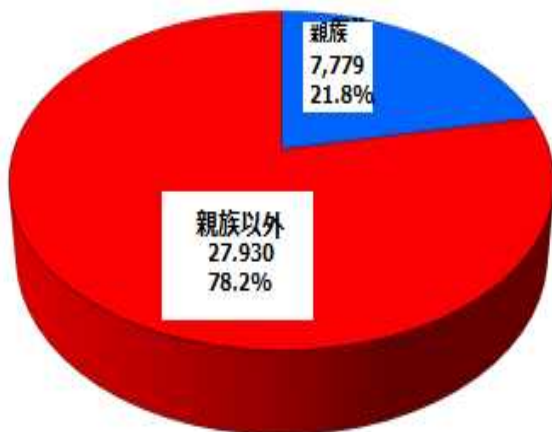
(注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

(注2) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため, 総数は, 終局事件総数(35,593件)とは一致しない。

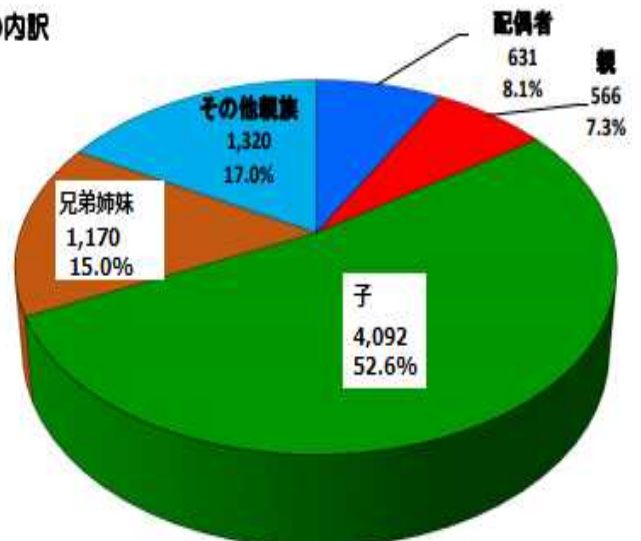
成年後見人等と本人との関係について①

(資料10) 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族, 親族以外の別

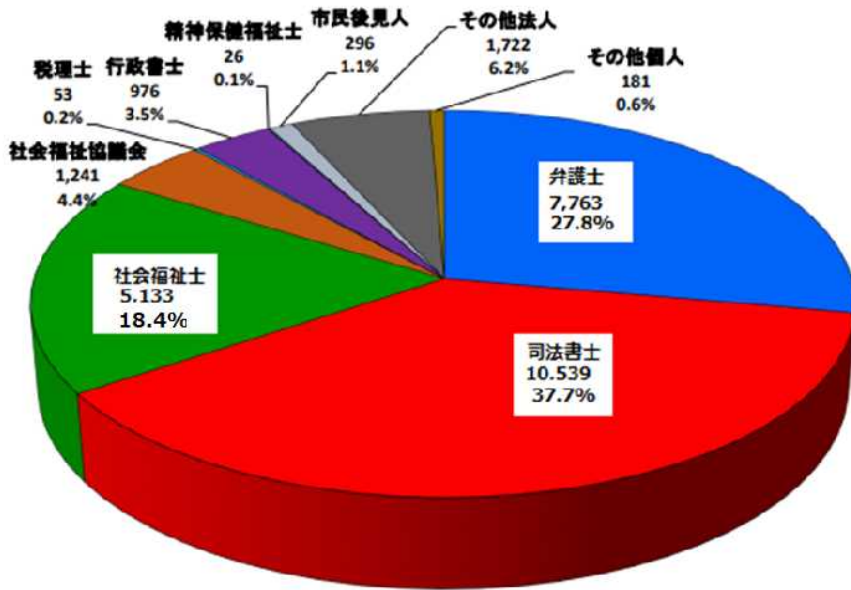


② 親族の内訳



成年後見人等と本人との関係について②

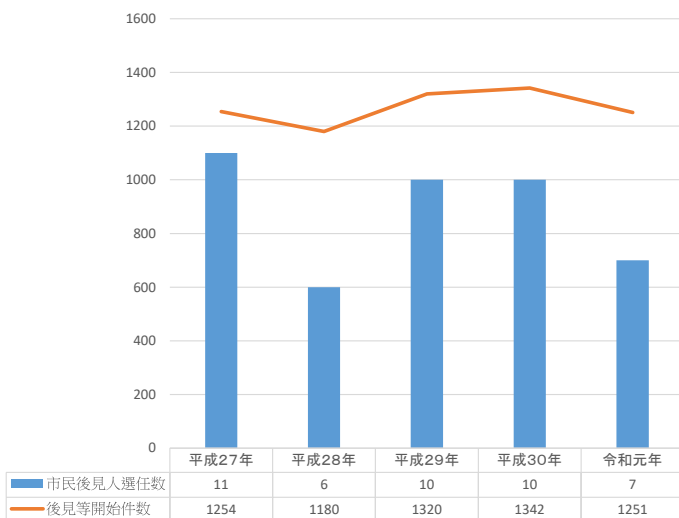
③ 親族以外の内訳



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。
 (注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの(35,709件)を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数(33,369件)とは一致しない。
 (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
 (注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、弁護士法人265件、司法書士法人452件、税理士法人0件、行政書士法人12件であった。)
 (注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう(※2、3)。
 ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
 ※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
 ※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

平成27年から令和元年の後見等(後見・保佐・補助)開始数と市民後見人選任数

・ 名古屋家裁管内



・ 全国

